

2026年9月30日

報告書

(公表版)

国民民主党 代表選挙検証委員会

委員長 足立康史（参議院議員）

副委員長 西岡秀子（衆議院議員）

副委員長 礒崎哲史（参議院議員）

顧問 栗山明久（弁護士）

顧問 岩瀬達郎（弁護士）

目 次

はじめに	1
第1 検証委員会の概要	2
1 設置の経緯	2
2 検証委員会の構成	2
3 本件調査の目的	2
4 本件調査の内容	2
5 本件調査及び本報告書の留意事項	2
第2 本代表選挙における事実経過	3
1 本代表選挙の準備及び有権者名簿の作成過程	3
2 問題の発生・発生後の対応	3
第3 本代表選挙において投票権の適切な行使が妨げられた可能性がある件数等 について	7
1 概論	7
2 行使が困難であった可能性がある件数について	7
3 投票用紙が重複して送付された可能性がある件数	8
4 投票できなかった、又は投票が困難となった党员・サポーターについて	8
第4 結果への影響	11
第5 本代表選挙に発生した主な問題とその原因及び対応の検証	12
1 原因の検証	12
2 判断の検証	13
3 責任の所在	15
第6 再発防止策の提言	16
1 党员・サポーター情報システムへの提言	16
2 選挙事務に係る十分な体制整備	16
3 投票の機会を失った党员・サポーターへの対応	17
第7 まとめ	18

はじめに

2026年9月6日に実施された国民民主党（以下「党」という。）の代表選挙（以下「本代表選挙」という。）においては、投票用紙が届かない、有権者名簿に登載されていない、救済の案内が投票期限までに届かないといった事態が各地で生じ、本来投票することができたはずの党员・サポーターの中に、投票することができなかった者や、投票に至るまでに多大な負担を強いられた者が少なからず生じた。

代表選挙は、党员・サポーターが党の代表の選出を通じて党の運営に直接参加する最も重要な機会である。党費・会費を納めて党を支える党员・サポーターにとって、その機会が等しく保障されなかったことは重大な問題であり、代表選挙検証委員会（以下「検証委員会」という。）はこのことを重く受け止めている。

検証委員会は、限られた期間と資料の中で、何が起きたのか、なぜ起きたのか、代表選挙管理委員会（以下「代表選管」という。）の判断は適切であったのか、同様の問題を繰り返さないために何をすべきかを検討した。本報告書はその結果を取りまとめたものであるが、とりわけ、投票することができなかった党员・サポーターに対し、その身に何が起きていたのかを説明することを重視した（第3の4、第5の3及び第6の3）。また、資料の提出が得られず確認することができなかった事項については、その旨を明記した。

党においては、本報告書を真摯に受け止め、提言の実施に取り組むとともに、その状況を党员・サポーターに示し続けることにより、党员・サポーターとの信頼の回復に努めることを求める。

第1 検証委員会の概要

1 設置の経緯

本代表選挙の過程で投票用紙の不達、有権者の未登録及び投票用紙の重複送付等の問題が生じたことを受け、党は、2026年9月11日、検証委員会を設置した。

2 検証委員会の構成

検証委員会の構成は、委員長の足立康史（参議院議員）、副委員長の西岡秀子（衆議院議員）及び磯崎哲史（参議院議員）、検証委員会の調査方針及び運営に関する業務を顧問として委嘱された栗山明久（弁護士）、岩瀬達郎（弁護士）である。

3 本件調査の目的

本件調査は、本代表選挙の過程で生じた問題にかかる事実を調査し、代表選管の判断過程を検証するとともに、再発防止策を提言することを目的とした。

4 本件調査の内容

検証委員会が実施した調査の概要は、以下のとおりであり、2026年9月11日から同年9月25日までの2週間の期間で可能な限りの調査を実施した。

(1) 資料の精査

検証委員会が党の代表選管等から収集した公表資料、内部資料等の関係書類を精査した。

(2) ヒアリング

検証委員会は、党本部事務局の職員1名、代表選管委員1名のヒアリングを実施した。また、補足的に党の顧問弁護士に事実関係の確認も行っている。

5 本件調査及び本報告書の留意事項

(1) 本件調査は、短期間で関係者の任意の協力により実施されたものである。調査期間の制約から、検証委員会発足時に検討対象としていたすべての論点を網羅的に検討することはできなかった。また、有権者名簿の元となる党员名簿及び会員名簿は、党の組織規則第7条第9項及び同規則第11条第7項の規定により非公開とされていることから、検証委員会は実際の名簿データの確認や名寄せ等の作業も実施できず、本報告書記載の数値は事務局より報告を受けた数字を整理したものとなっている。特に、返送の原因別の内訳、返送者と権利回復措置の対象者及び投票者との突合、電子投票の案内メールの実際の到達状況については、資料の提出を受けることができず、検証を尽くすことができなかった。また、代表選管の判断の多くについて、判断者及び理由を記載した決定文書は示されなかったため（一部は存在しないとの回答であった）、判断過程の検証は、関係資料のほか、関係者の説明及びヒアリングに依拠している。

(2) 本報告書は、個人及び法人につき、関係者を特定し得る情報を必要に応じ、匿名化した。

第2 本代表選挙における事実経過

検証委員会が調査により認定した事実は次のとおりである。

1 本代表選挙の準備及び有権者名簿の作成過程

2026年7月15日、両院議員総会において、同年9月6日に本代表選挙を実施すること及び本代表選挙の立候補届出は同年8月7日に行うことが承認された。

代表選規則第4条第1項第3号及び同条第4項により、本代表選挙の有権者となる党员及びサポーターは、「立候補届出日の7日前までに党本部に登録された日本国民をいう」と定められていることから、同年7月31日が党本部に登録する期限となった。

同年7月15日、代表選管は、国民民主党総支部（以下「支部」という。）及び国民民主党都道府県連（以下「県連」という。）に対し「代表選に向けた地方議員／党员・サポーター登録のお願い」を发出し、同年7月31日までに地方議員及び党员・サポーターの登録を行うよう求めた。特に党员・サポーターについては、党が利用している名簿登録システムA（以下「システムA」という。）へ党员・サポーターの登録をするよう求めた。

同年7月24日、代表選管は、本代表選挙の事前説明会を実施した。

同年7月31日、党员及びサポーターの登録締め切り日を経過した後、党が、システムAの提供元であるA社に依頼し、システムAに登録されていた名簿データを一括して出力した。

なお、システムAからのデータの出力は、A社のサービスの範囲外であり、代表選管でデータの出力が難しかったことから、党がA社に特別に依頼し、実施をしたものである。

2 問題の発生・発生後の対応

(1) 日本国籍のチェック漏れ

同年8月3日、代表選管の事務局が確認したところ、出力したデータに記載されたサポーター全体の3分の1程度について、「日本国籍である」とするチェック欄が未チェックとなっていることが判明した。

同日、代表選管は、県連担当者及び支部担当者宛に「国籍記載のないサポーター名簿の取り扱いについて」を发出し、サポーター有権者は、サポーターの中で日本国籍を有する者に限られると説明の上、各支部に対し、サポーター名簿を点検し、同年8月6日までに国籍記載欄の記入漏れを補正するよう求めた。

並行して、名簿の調整作業は進められており、同年8月3日に党から投票用紙の郵送等を委託しているB社に名簿を送付し、翌4日にB社が氏名及び住所をキーとして機械的に名寄せを行い、住所不備や重複が確認されたエラーリストが党に納入された。翌5日には党がエラーリストを確認し、B社に同エラーリストを返送した。

同年8月7日、党は、名簿データのうち「日本国籍である」という欄にチェックが入っていない者を取りまとめ、投票用紙の送付リストから除外するようB社に連絡した（架空住所地等の排除・是正分と合わせ、除外されたサポーターは2,598名である。）。この除外は、国籍の有無を確認したものではなく、チェック欄の記載の有無によるものである。

以上の作業を経て、投票用紙を送付する先が確定した。

(2) 有権者名簿の未登録の発生

同年8月10日、C支部において、党员・サポーター情報をシステムAに適切に登録しなかった結果、有権者名簿に登載されていない党员・サポーターがいることが判明した。

代表選管は、C支部より連絡を受け、幹事長を交え、対応を協議したが、選挙の公平性の観点等から新たな名簿登録はできない旨をC支部に回答した。

同月25日、D支部においても、有権者名簿が適切にシステムAに登録されていないことが判明した。

同月27日、E団体が、D支部において登録されなかった有権者を有権者名簿に登録する処分等を求める不服申立てを行った。

同月29日、代表選管は、「不服申立に対する回答（処分）」をE団体に手交し、E団体が求める処分を行わない旨を回答した。

「不服申立に対する回答（処分）」において、代表選管は、代表選規則の諸規定が「公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正に行う。」ことを代表選管に求めているとした上で、「代表選挙管理委員会規程が、党员・サポーターの有権者登録について『有権者登録にかかる具体的な基準等は代表選管が別に定める』と定めている（同規程第11条第1項）ことからすれば、代表選管においてどのような方法で有権者として登録すべき党员・サポーターを把握し名簿整理作業を実施するかについて裁量性が認められている」と解し、システムAを用いて名簿を作成する作業を実施すること何れ裁量の逸脱濫用はないと判断し、E団体の申立てを棄却した。

その後もいくつかの支部から登録が漏れていた旨の連絡があり、同年9月3日時点では、計39支部（全部未登録4支部、一部未登録35支部）において有権者の全部又は一部の未登録が発覚した。

(3) 出力した名簿における住所の欠損

同年8月25日、住所の一部が欠けた状態で投票用紙が郵送されてきたとの複数の報告を受けた。代表選管は、有権者名簿を再確認したところ、一部の住所が欠けていることが判明した。

代表選管が、A社に確認したところ、長い住所についてはセルが分割されて出力されるケースがあり、A社が出力した名簿において、分割された住所データの一部が欠損していたことが判明した。

党は、A社から受領した名簿データを検査することなくB社に提出しており、同月4日に納入されたエラーリストにおいても当該欠損は検知されていなかった。

同月25日、代表選管は、当日から投票用紙を印刷し直して再送付することは時間的に困難であるとの事務局の意見について確認し、投票用紙の再送付は行わないこととした。

(4) 投票用紙の重複送付の確認

同年8月25日頃、地方議員にもかかわらず、サポーターとしての投票用紙が届いている等、1人に重複して投票用紙が送付されているとの報告が入った。

党は、同月26日「【お知らせ】代表選挙の投票用紙が未着の場合のお問い合わせ先について」にて「投票券が複数届いたという事象も報告がございました。」「そうした方におかれましては、1枚の投票用紙のみをご利用いただくよう、お願い申し上げます」と注意喚起を行った。

(5) 投票用紙不達の有権者に向けた本人確認フォームによる案内

2026年8月26日、党は、「【お知らせ】代表選挙の投票用紙が未着の場合のお問い合わせ先について」を公表し、本代表選挙の投票用紙が届いていない有権者に対し、本人確認申請フォームを案内の上、当該フォームによる申請を行った有権者に電子投票の案内を行った。また、所属する県連・支部を経由した申請も受け付けることとした。

同年8月29日、代表選管は「代表選投票用紙 未着対応に関するご報告」を公表し、同年8

月28日12時時点での投票用紙の未達状況等を報告するとともに、再度、本人確認申請フォームを案内した。

電子投票の案内メールは、郵送不可とされていた有権者への同年8月24日の送信を含め、同年9月3日までの間に計15回、合計6,795件が送信され、うち377件が配信エラーとなった。送信元には、B社が本代表選挙のために新たに取得したドメインが用いられた。

(6) 権利回復措置の実施

上記のとおり、代表選管は、同年8月29日時点で、名簿登録が漏れた者について名簿登録措置を認めなかったが、その頃、F氏より投票用紙の未着等について説明を求める申し入れがあった。

代表選管は、代表候補者両陣営から要請があれば説明会を開催する旨回答したところ、代表候補者両陣営より説明会の開催要請があり、同月31日に説明会を開催した。同説明会には、代表候補者両陣営のほか、各支部、各県連の担当者等が出席した。

同説明会では、①名簿データに「郵送不可」の項目のあった者について、メールアドレスの登録があった者には投票情報を送信し、それ以外の登録者については、ホームページ上の本人確認フォームにメールアドレスを登録することで、ネット投票情報を付与したこと、②国籍に関するチェックの欠如については、県連・支部に改めて記載を依頼し、なおもチェックがなされなかった場合は日本国籍がないものと認定したこと、③投票用紙の未達については、名簿データの住所の一部欠損、有権者の転居等のほか、一部の支部において全部又は一部が未登録となっていたこと、④党のサブスクリプションのクレジットカード決済が正常に行われなかった者の一部について有権者名簿から漏れた可能性があること、⑤名寄せが氏名と住所のみで行われており、1人に複数の投票用紙が郵送されてしまったことを報告した。

併せて、代表選管は、今後考えられる対応として、①予定通り代表選挙を実施する、②未登録支部所属の有権者に限り投票権を付与する、③臨時党大会を延期し再選挙を行う、という3つの選択肢を提示した。

このうち②については、メールによる対応に限っても公告のやり直し及び有権者名簿と名寄せが必要となり、その作業に1～2週間を要し、投票期間を1週間とすると計3週間程度を要することから、臨時党大会の延期が必須であるとされていた。また、同資料には、全部未登録の支部のデータには資格の有効期間に関する情報がなく、同年7月31日時点で資格が有効であったかを担保することが困難である旨の課題も記載されていた。

説明会において、代表候補者両陣営から有権者として登録されなかった党员・サポーターについて、権利回復措置を講ずるべきであるとの意見が出され、各県連及び各支部からも異論は示されなかった。また、選挙日程を変更することなく権利回復措置を講ずることについても、異論は示されなかった。

代表選管は、同日、各県連・支部に対し、同年7月31日時点で資格が有効であったにもかかわらず有権者名簿から漏れていた党员・サポーターの名簿を、本人のメールアドレスを添えて翌9月1日13時まで提出するよう求めた。同通知には、投票期限まで間もないことから名寄せ等は実施しない旨が明記されていた。翌9月1日、代表選管は、前日の説明会における合意事項を踏まえた措置として、県連・支部による有権者登録ができなかった党员・サポーターにつき、各支部、各県連が本人のメールアドレスを添えて代表選管に申請することで有権者資格を回復し、申請があったメールアドレスに投票に必要な情報を送信する措置を採ることを決定し、同日の説明会においてこれを説明した。この申請に基づく場合には、有権者の二重登録についての確認(名

寄せ)は省略するものとされた。

なお、投票期限は、従前公告されていたとおり、郵便投票は同年9月3日必着、ネット投票は同年9月3日23時59分とされた。

(7) 再度の公告

同年9月3日、代表選管は、「本代表選挙の実施について(公告)」を公表し、再度の公告を行うとともに、党员・サポーターの有権者について、補正を行った。すなわち、同年8月14日付の「本代表選挙の実施について(公告)」においては、代表選の有権者は党员12,578人、サポーター32,115人であったところ、9月3日付の公告では、党员13,857人、サポーター35,259人と修正された。

(8) 選挙の実施

同年9月6日、本代表選挙が実施され、玉木雄一郎候補が代表となった。

第3 本代表選挙において投票権の適切な行使が妨げられた可能性がある件数等について

1 概論

本代表選挙において行使が困難であった可能性のある投票権の件数及び投票用紙が重複して送付された可能性がある件数は以下のとおりである。

ただし、本報告書の数値には以下の留意点がある。

まず、本報告書作成時点でも郵送した投票用紙は返送が続いており、未達数の確定がなされていない。したがって、その数値はなお暫定的なものである。

また、投票権の行使が困難であったと考えられる事例には、住所不備等により投票用紙の返送がなされた事例及びメール投票の案内が不達であった事例、並びに有権者名簿への登録がなされていなかった事例があげられるものの、郵送した投票用紙が到達していない場合であってもメール等の連絡を通じた電子投票ができた場合、メールが不達であっても郵送投票ができた場合がありえること、有権者名簿への登録がなされていなかった党员・サポーターについても上記事実経過のとおり、後日権利回復措置が講じられたために投票権を行使することができた者が一定数いることから、以下の件数が行使できなかった投票権の総数ではないことに留意されたい。他方で、代表選管において件数を把握していない類型（後記2(5)の郵送不可とされていた有権者のうち自ら申請しなかった者、後記4(5)の本人の認識しないまま資格を失っていた者等）もあることから、以下の件数が影響を受けた党员・サポーターの全体を示すものでもない。

最後に、郵送した投票用紙が未達であった理由についても、党がA社に依頼した名簿データの出力の過程で生じた住所データの一部欠損のみならず、登録当初からの住所不備が一定数存在していたとの供述があった。したがって、不達の原因にも複数の要因があることを申し添える。

2 行使が困難であった可能性がある件数について

(1) 郵送した投票用紙の返送数

2026年9月17日15時現在で、発送対象の党员・サポーター（特別党员を含む。）45,155人に対し、返送数は3,561件（うち地方議員4件。約7.9%）であった。前回（2023年）の代表選挙における返送率（約3.0%）を大きく上回っている。また、返送された3,561件のうち、電子投票に必要な情報が送信されたのは440件であった。なお、投票用紙の未着を理由とする権利回復措置は、返送の有無にかかわらず、同年9月3日10時現在で計1,861件（申請フォーム773件、議員経由1,088件）実施されている。

(2) 出力した名簿における住所の欠損について

住所が一部でも欠損していた件数（到達分を含む）は、以下の通りである。

特別党员：217件

党员：6,186件

サポーター：11,399件

合計17,802件（発送対象の約39.4%に相当する。）である。ただし、当該件数が名寄せ前の名簿に基づくものか否かは示されておらず、母数は確認できていない。

(3) メール投票の案内件数

配信数：6,795件（2026年8月24日から9月3日までの計15回）

配信エラー数：３７７件（約５．５％）

なお、配信エラーは送信先から不達の通知があったものに限られ、迷惑メールとして扱われたもの等を含めた実際の到達状況は把握されていない。

(4) 有権者名簿へ登録がされていなかった党员・サポーターの数

有権者名簿への未登録の状況は、代表選管作成の２０２６年９月３日付「未達及び未登録の状況および対応について」記載のとおり、計３９支部（全部未登録４支部４，０４１件、一部未登録・承認漏れ３５支部３８２件）の４，４２３件であった。これらの者は、前記第２の２(6)の権利回復措置の対象とされ、同年９月３日の再度の公告において有権者数に加えられた。

(5) 郵送不可とされていた有権者

代表選管の２０２６年８月３１日の説明会資料によれば、名簿データで「郵送不可」とされていた有権者は約１，５００名であり、そのうちメールアドレスの登録があった約３００名にはメールで投票に必要な情報が送信されたが、それ以外の者には、本人確認フォームにメールアドレスを登録した場合に限り送信された（いずれも概数）。

3 投票用紙が重複して送付された可能性がある件数

同一人物に投票用紙が重複して送付された可能性がある件数は、以下の通りである。なお、これらが同一人物であるか否かは確認されていない。また、郵便投票と電子投票が重複した場合は無効票として処理されたとされるが、郵便投票が重複してなされた場合については、投票の秘密を確保する郵便投票の仕組み上、事後に特定することはできないとされている。したがって、以下の件数は、二重に投票がなされたことを示すものではない。

(1) 有権者名簿にて漢字・カナ氏名が同一で、住所が異なるために別々で発送された件数（同一人物かは不明である）

５名重複：１組

４名重複：９組

３名重複：６１組

２名重複：７７０組

計８４１組（同一人物であった場合に重複して送付された投票用紙は計９２３通）

(2) 有権者名簿にて漢字・カナ氏名・生年月日が同一で、住所が異なるために別々で発送された件数（同一人物かは不明である）

３名重複：２組

２名重複：１９２組

計１９４組（同計１９６通）

4 投票できなかった、又は投票が困難となった党员・サポーターについて

前記２及び３の件数を、投票することができなかった、又は投票が困難となった党员・サポーターの立場から整理すると、次のとおりである。

(1) 有権者名簿に登載されていなかった党员・サポーター

支部が党员・サポーターをシステムＡに適切に登録していなかったため有権者名簿に登載されなかった党员・サポーターは、計３９支部で４，４２３人に上る（前記２(4)）。これらの者は、登録期限までに入党又は入会の手続を済ませていたにもかかわらず、支部における登録の誤りに

よって名簿から漏れたものであり、本人に落ち度があったものではない。

これらの者については、2026年9月1日に権利回復措置が講じられたが、支部からの申請には本人のメールアドレスを添えることが必要とされ、投票に必要な情報はメールでのみ送信された。申請の期限は同日13時、投票の期限は同月3日であり、メールアドレスの登録がない者や、所属する支部が申請を行わなかった者には、投票の機会が回復されなかった可能性がある。また、所属する支部が申請を行わなかった党员・サポーターの中に未登録の者がいたか否かについては、全支部を対象とした再調査が行われておらず、明らかでない。

(2) 投票用紙が届かなかった党员・サポーター

郵送した投票用紙のうち3,561件が返送された（前記2(1)）。返送の原因としては、党がA社に依頼した名簿データの出力の過程で住所の一部が欠損したこと、支部における登録内容の誤り、有権者の転居等が挙げられているが、原因別の内訳は示されていない。

投票用紙が届かない有権者に対しては、本人確認フォーム又は所属する県連・支部を経由した申請により電子投票に必要な情報を送信する措置が講じられたが、返送された3,561件のうち、電子投票に必要な情報が送信されたのは440件にとどまる。したがって、残る最大3,121件（返送件数の約87.6%）については、救済が届かなかった可能性がある。ただし、この数値は、返送が続いていること、返送者と権利回復措置の対象者との突合が行われていないことから、暫定的なものである。

住所の欠損による不達は党の側の事情によるものであり、本人に落ち度はない。他方で、転居の届出がなかった場合等、本人の事情に関わるものも含まれている。

(3) 「郵送不可」とされていた党员・サポーター

名簿データで「郵送不可」とされていた約1,500名のうち、メールアドレスの登録があった約300名を除く約1,200名は、自ら本人確認フォームにより申請しない限り、投票に必要な情報を受け取ることができなかった（前記2(5)）。これらの者に投票の案内を届けることは、本人からの申請に委ねられていたことになる。

(4) 国籍欄が未記載であったために除外されたサポーター

システムAの「日本国籍である」とするチェック欄が未記載であったサポーターは、支部に補正を求めた上で、なお記載がない場合には日本国籍がないものとして、投票用紙の送付先から除外された（前記第2の2(1)。架空住所地等の排除・是正分と合わせ2,598名）。この除外は、国籍を確認したものではなく記載の有無によるものであり、ヒアリングによれば、システムAの入力画面は国籍欄にチェックがなくても登録できる作りであったというのであるから、日本国籍を有するサポーターが除外された可能性は否定できない。これらの者を対象とする措置が講じられたことは確認できない。

(5) 本人の認識しないまま資格を失っていた党员・サポーター

代表選管の2026年8月31日の説明会資料によれば、党費等のクレジットカード決済がカードの有効期限切れ等により行われなかった者のほか、新たな党员・サポーター情報システムにおける名簿管理が複雑になることを理由に党が3か月ごとの決済による自動更新を停止し、その旨のメールによる周知が本人に認識されなかったために資格の有効期限が切れていた者がおり、本人は資格があると考えていても資格がない場合があるとされている。これらの者の人数は明らかにされていない。

(6) 電子投票の案内メールが届かなかった党员・サポーター

電子投票の案内メールのうち377件は配信エラーとなった（前記2(3)）。このほか、迷惑メールとして扱われる等して本人の目に触れなかったものがあつた可能性があるが、その件数は把握されていない。送信には本代表選挙のために新たに取得されたドメインが用いられており、このことが到達状況に影響した可能性も否定できない。

以上の件数には重複があり得るため、これらを合計して影響を受けた党员・サポーターの数とすることはできない。もっとも、数千人規模の党员・サポーターが投票の機会を失い、又は失つた可能性があることは明らかである。そして、転居の届出がなかった場合やカードの有効期限切れの場合等、本人の事情が関わる場合を除けば、これらはいずれも党の側の名簿の管理及び選挙事務の在り方に起因するものであり、党员・サポーター本人の責めに帰すべきものではない。

第4 結果への影響

本代表選挙において、玉木雄一郎候補は、党員・サポーター票42ポイント、地方自治体議員票43ポイント、国会議員票42ポイントの合計127ポイントを獲得した。

他方、橋本幹彦候補は、党員・サポーター票11ポイント、地方自治体議員票10ポイント、国会議員票11ポイントの合計32ポイントを獲得している。

両候補の差は95ポイントであり、仮に党員・サポーター枠53ポイントのすべてを橋本幹彦候補が獲得したと仮定しても総合ポイントは、玉木候補85ポイント、橋本候補74ポイントとなり、玉木候補が過半数（80ポイント）を得ることに変わりはないから、本代表選挙で生じた問題がなく選挙が実施されたとしても、選挙の結果は変わらなかったものと推測される。

もっとも、これは選挙の結果（当選者）への影響に関する評価にとどまる。代表選挙は、党員・サポーターが党の代表の選出に直接参加する機会であり、一人ひとりの投票の機会は、選挙の結果を左右するか否かにかかわらず保障されなければならない。結果に影響がなかったことをもって、本代表選挙で生じた問題を軽く扱うことは許されない。

なお、臨時党大会を延期し再選挙を行うことについては、2026年8月31日の説明会において代表選管が選択肢の1つとして示したが、代表候補者両陣営及び各県連・各支部の意見を踏まえ、予定どおり本代表選挙を実施しつつ権利回復措置を講ずることとされた（前記第2の2(6)）。検証委員会は本代表選挙の効力について判断する立場にはないが、本代表選挙に関して申し立てられた不服申立てについては、代表選管において速やかに審査し、回答すべきである（後記第6の2）。

第5 本代表選挙に発生した主な問題とその原因及び対応の検証

1 原因の検証

本代表選挙で発生した主な問題は、①有権者名簿の未登録、②出力した名簿における住所の欠損、③投票用紙の重複送付である。

検証委員会は、次の事項が上記①から③の問題の原因であると判断した。

(1) 名簿の管理・運用

システムAへ登録する以前の名簿は、各県連及び各支部の管理に任されており、統一的な管理規則は存在しなかった。

また、組織規則は党员・サポーターの名簿に生年月日等を必ず記載するものとしているが、実際の登録で必須とされていたのは氏名と住所だけであったとされ、生年月日の未入力や誤った値も見られた。さらに、1人が複数の支部に所属することも可能となっていた。

加えて、本代表選挙における名寄せは、有権者名簿の確定作業に充てられる期間が1週間程度しかなかったこともあり、氏名及び住所の一致のみを基準とする簡易な方法で行われ、判定の基準や結果の記録も示されていない。

このように、党が名簿を統一的に管理せず、各県連、各支部に名簿の管理を委ねていたことが、名寄せを難しくし、投票用紙の重複送付を招いた一因といえる。

(2) 名簿登録サービスの使用方法に関する周知

2023年に実施された党の代表選挙では、名簿の作成において、各支部にExcelデータを提出させる方法を採用していたところ、本代表選挙では統一的に名簿を提出させるためにシステムAに登録を行う形に変更された経緯がある。

各県連・各支部には、システムAの登録マニュアル自体は従前より周知されていたが、本代表選挙において、前回の選挙と方法が変わった点やシステムAの具体的な登録手順等について再度の周知がなされていなかった。

特に、人員体制が十分でなく、またITシステムに対する習熟度も異なる多くの県連、支部において有権者の未登録が発生したことからすれば、党员・サポーター等の名簿登録に係る代表選管の連絡は十分であったとは言い難い。

(3) 代表選管の人員不足

他方、代表選管に責任のすべてがあるとも言い難い。

党の事務局18名は全員が代表選管の事務局とされていたが、有権者名簿の突合等の実務を担っていたのはわずか2名であり、1名はシステムAを担当する者で広報と兼務、もう1名はB社との連絡を担当する者で日程の調整と兼務であった。

また、前回の代表選挙で名簿の管理を担当していた職員は2026年3月末に退職しており、後任への引継ぎは退職の直前に行われたものであった。

4万人を超える党员・サポーターの名簿管理をわずか2名で担うことは現実的ではない。

党は、代表選挙の円滑な実施に耐えうる体制を確保しておくべきであった。

(4) 登録状況及び出力データを確認する工程の欠如

本代表選挙では、支部が登録した党员・サポーターが有権者名簿に漏れなく反映されているかを、本部と支部の双方で突き合わせる工程が設けられていなかった。また、有権者名簿の確定の過程で支部との紐付けが外れる仕様であったため、支部が自らの登録状況を事前に確認することもできなかった。その結果、2026年8月10日に最初の未登録が判明した後も他の支部の点

検は行われず、計 39 支部に及ぶ未登録の全体は、投票用紙の発送後に至るまで明らかにならなかった。

また、党は、A 社に特別に依頼して出力した名簿データを、受領時に検査することなく B 社に提出しており、B 社から納入されたエラーリストの確認においても住所の欠損は検知されなかった。出力データの件数や項目の欠落を確認する工程があれば、住所の欠損は発送前に把握できた可能性がある。

(5) タイトなスケジュール

本代表選挙における数々の不備の背景には、タイトな選挙スケジュールがあったといえる。

2026 年 7 月 15 日に両院議員総会で本代表選挙の実施が承認されてから、党员・サポーターの名簿への登録期限までわずか 2 週間程度しかない。本代表選挙により党员・サポーターへの関心が増え、同年 7 月 31 日まで党员・サポーターとなる有権者が増えていくことを考えると、わずか 2 週間という準備期間は短すぎると言わざるを得ない。しかも、選挙日程は、臨時党大会の会場を確保できた日から逆算して定められたとされ、名簿の確定に必要な期間を踏まえて日程が組まれたことはうかがわれない。

さらに、現在の代表選規則では、代表選挙の有権者となる党员・サポーターは立候補届出日の 7 日前までに党本部に登録された者とされており、登録期限から立候補届出日までの約 1 週間で有権者名簿を確定しなければならない。党员・サポーターの重複などを検証し有権者名簿に登録するという事務の繁雑さ及び上記の代表選管の実施体制を踏まえると、この期間は顕著に短いと言わざるを得ない。

2 判断の検証

本代表選挙において、代表選管は、2026 年 8 月 29 日までは、同年 7 月 31 日までに有権者として登録されていなかった者の名簿登録を認めていなかった。

しかし、代表選管は、同年 8 月 31 日、従前の判断を覆し、有権者の権利回復措置を講じた。

(1) 有権者の追加登録を認めなかった判断について

2026 年 8 月 29 日付の「不服申立に対する回答（処分）」において、代表選管は、代表選規則の諸規定が「公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正に行う。」ことを代表選管に求めているとした上で、「代表選挙管理委員会規程が、党员・サポーターの有権者登録について『有権者登録にかかる具体的な基準等は代表選管が別に定める』と定めている（同規程第 11 条第 1 項）ことからすれば、代表選管においてどのような方法で有権者として登録すべき党员・サポーターを把握し名簿整理作業を実施するかについて裁量性が認められている」と解し、システム A を用いて名簿を作成する作業を実施することに何ら裁量の逸脱濫用はないと判断し、E 団体の申立てを棄却した。

この判断について検討すると、代表選管が指摘する代表選挙管理委員会規程第 11 条第 1 項の定めは、代表選管に一定の裁量を認めていると解釈しうる。

そして、システム A を用いた登録方法は遅くとも 2023 年 9 月 30 日までは定められ周知されていたとされており、県連及び支部においてシステム A を正しく利用すれば、登録期限までに党员・サポーターを登録することは可能であった。

これに加え、2026 年 7 月 15 日付の「代表選に向けた地方議員／党员・サポーター登録のお願い」にて党员・サポーターにつきシステム A へ登録をすることが必要であること及び本部へ

の登録期限を超えて登録された者について有権者への登録はできない旨あらかじめ説明されていたことを併せ考えれば、登録期限を一律に適用した代表選管の判断は、規程上認められた裁量の範囲内にあるものと解する余地がある。

もっとも、前記1(2)のとおり、登録手順の再度の周知は十分ではなく、また、前記1(4)のとおり、支部が自らの登録状況を確認する手段も設けられていなかったのであるから、未登録の責任を県連及び支部のみに帰することはできない。

また、ヒアリングによれば、同年8月10日及び同月29日の判断は、代表選管の委員長が党の幹事長とも協議した上で行ったものであり、その背景には、追加の登録を認めることは選挙の正当性を損なうとの考えや、代表選規則に定める登録を経ていない者を有権者としてすることへの慎重論があったとされ、代表選管の委員の中には、未登録の党员・サポーターが特定の支部に集中していたことから、追加の登録が選挙の公平に及ぼす影響を懸念する意見もあったとされる。このうち、選挙の公平に及ぼす影響への懸念についていえば、党员・サポーターが有権者として投票することができるか否かは、本人が有権者の要件を満たしているか否かによって定まるべきものであり、選挙結果への影響によって左右されるべきものではない。また、これらの事情は「不服申立に対する回答（処分）」には記載されておらず、判断者及び理由を記録した決定文書も示されていない。有権者の資格に関わる判断は、判断者及びその理由を明らかにして行われるべきである。

(2) 一転して有権者の追加登録を認めた判断について

他方で、代表選管が従前の取扱いを見直し、有権者の追加登録を認めた理由としては、①代表候補者陣営双方が権利回復措置の実施を求めたこと、②権利回復措置を講ずることについて、各県連及び各支部から反対意見が示されなかったことが挙げられる。

代表選管の従前の判断は、あらかじめ定められた登録期限及び手続を一律に適用することにより、選挙の公正性を確保し、中立かつ公平な選挙運営を行うことを重視したものと考えられる。

もっとも、選挙の公正性は、定められた手続を一律に適用することのみによって確保されるものではなく、本来有権者資格を有する者を平等に取り扱い、その投票の機会を確保することも、その重要な要素であると考えられる。

本件では、代表候補者両陣営が権利回復措置の実施を求めており、このことは、当該措置が特定の候補者のみを利する措置ではなく、有権者名簿に適切に登録されていれば、本代表選挙に投票することができた党员・サポーターの投票機会を回復する措置として、代表候補者両陣営においても受け入れられていたことを示す事情といえる。また、各県連及び各支部からも反対意見は示されておらず、権利回復措置を講ずることにより、未登録となっていた党员・サポーターに投票の機会を付与することが可能となった。

もっとも、採られた措置には、次のような課題があった。

第1に、措置の根拠について、代表選管の関係者の説明は、規則上の根拠を欠く緊急の措置であったとするものと、代表選挙管理委員会規程第11条第1項の「別に定める」を用いたとするものに分かれており、同項に基づいて別に定められた基準は確認されていない。2026年9月1日の代表選管の資料も、措置の根拠を説明会における合意事項とするにとどまり、判断者及び根拠を記載した決定文書は示されていない。

第2に、同年8月31日の説明会資料において、代表選管は、未登録支部所属の有権者に限り投票権を付与する案について、公告のやり直しと有権者名簿との名寄せのため臨時党大会の延期が必須であるとし、また、全部未登録の支部のデータについては同年7月31日時点で資格が有

効であったかを担保することが困難であるとしていたが、実際に採られた措置は、名寄せを省略し、選挙日程を変更せずに県連及び支部の申請により資格を回復するものであり、これらの課題をどのように判断したかの記録はない。

第3に、措置の対象はメールアドレスの登録がある者に限られ、申請の期限も同年9月1日13時と極めて短かったことから、投票の機会が回復されなかった党员・サポーターがいた可能性は否定できない。

以上を踏まえれば、代表選管が従前の決定を見直し、未登録となっていた党员・サポーターについて権利回復措置を講じた判断は、本来有権者資格を有する者の投票の機会を回復するという方向において是認できるものの、その根拠、手続及び記録の面で課題を残したものと云わざるを得ない。わずか2日で結論が転換したことも含め、これらは、登録漏れが判明した場合の名簿の補正の要件及び手続があらかじめ定められていなかったことに起因するものであり、この点は第6の2において提言する。

(3) 投票用紙の再送付及び投票期限の延長を行わなかった判断について

代表選管は、同年8月25日に住所の一部欠損が判明した時点で、同日から投票用紙を印刷し直して対応することは困難であるとの事務局の意見について確認し、投票用紙の再送付は行わず、本人確認フォーム及び県連・支部を経由した申請により電子投票に必要な情報を送信する方法で対応した。また、投票期限については、同年9月6日に臨時党大会を開催することについて党内の合意が得られていたこと、B社の集計作業の日程上の制約があったこと等から、当初の予定どおりとした。

残された期間に照らせば、再送付に代えて電子投票の案内により対応した判断には一定の合理性が認められる。もっとも、返送された3,561件のうち電子投票に必要な情報が送信されたのは440件にとどまっており（前記第3の2(1)）、同年8月31日の説明会資料においても、各選択肢を採った場合に影響を受ける有権者の数は示されていない。また、これらの判断についても、判断者及び理由を記載した決定文書は示されていない。

3 責任の所在

以上のとおり、本代表選挙で生じた問題は、特定の担当者個人の過失によるものというよりも、名簿の管理を各県連・各支部に委ね、登録状況や出力データを確認する工程を設けず、選挙事務に必要な期間と人員を確保してこなかった党の仕組みと体制の不備が重なって生じたものである。その改善の責任は、党本部、代表選管並びに各県連及び各支部が、それぞれの役割に応じて負うべきものである。

他方、投票の機会を失い、又は投票に困難を来した党员・サポーターについては、前記第3の4のとおり、本人の事情が関わる一部の場合を除き、その責めに帰すべき事情は認められない。党は、このことを踏まえ、これらの党员・サポーターに対する説明を尽くすべきである。

第6 再発防止策の提言

1 党員・サポーター情報システムへの提言

本代表選挙で生じた問題を解消するためには、選挙時に名簿を作り直す運用から、平時より正確な基本情報を一元的に維持・管理し、選挙時に当該情報から有権者を抽出する運用へ転換することが必要である。

現在、党は、新たな党員・サポーター情報システムへの移行を進めているところ、当該システムにおいては、次の事項を反映することが望ましいと思われる。

- ・ 名簿情報を一元管理し、一人一ID等により同一人物を継続的に識別すること。
- ・ 所属先を原則として1つに整理するとともに、紹介者、登録経路、所属変更その他の履歴を確認できるようにすること。
- ・ 氏名・住所だけでなく複数情報を用いた名寄せ、重複候補・欠損値・異常値の自動検知及び定期的なデータクレンジングを行うこと。
- ・ 国籍その他の資格確認に必要な項目を必須化し、必要に応じて本人認証を強化すること。
- ・ 未登録・未承認・未処理の状態を本部・県連・支部が確認し検証することができるよう可視化するとともに、代表選挙の基準日時点の有権者名簿を再現し、支部に内示して是正を求めることができるようにすること。
- ・ 有権者資格の確認に必要な項目を含む全項目を、党本部が事業者に依頼することなく自ら出力し、件数や項目の欠落を検査できるようにすること。
- ・ 党員・サポーター本人が、所属先、資格の有効期間、住所、国籍、連絡先等の自らの登録内容を確認し、誤りがあれば訂正を求めることができるようにすること。

なお、新システムへの移行に当たっては、上記の事項が満たされていることを、移行前の名簿データとの件数の照合等により確認した上で進めることが望ましい。また、移行に伴う決済方法や更新方式の変更によって、党員・サポーターが本人の認識しないまま資格を失うことのないよう、対象者への個別の周知及び確認を行うべきである。

2 選挙事務に係る十分な体制整備

システムの改善のみをもって、今回生じた問題が根本的に解消されるとはいえず、選挙事務の運用体制についても併せて見直す必要がある。

まず、有権者名簿の作成について、登録資格、重複、住所その他の情報を十分に確認することができる期間を確保する必要がある。今回のように、有権者名簿の確定から投票用紙の発送までの期間が極めて限られている場合、登録内容の確認や不備の是正を十分に行うことは困難である。代表選規則を見直すことも念頭に置き、選挙日程及び登録期限については、名簿確認に必要な期間を踏まえて設定することが望ましい。また、有権者名簿の確定に先立ち、党員・サポーター本人が有権者として登録されているか否かを確認し、誤りの訂正を求めることができる期間を設けることが望ましい。

次に、有権者名簿の作成、確認及び確定の手續並びに問題が発生した場合の対応について、規程又は運用ルールを整備する必要がある。特に、各県連及び支部における確認事項、本部における最終確認の方法、登録漏れや投票用紙の不達等が判明した場合の報告手順、権利回復措置及び投票期限の変更等を検討する場合の手續をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。とりわけ、登録漏れが判明した場合の名簿の補正（追加の登録）の要件、基準日時点の資格の確認方法及び名寄せの方法は、代表選挙管理委員会規程第11条第1項の「代表選管が別に定める」基準としてあらかじめ

め制定し、公表しておくべきである。

さらに、選挙事務に関する本部、県連及び支部の役割分担並びに責任の所在を明確にするとともに、本部において各県連及び支部の処理状況を横断的に確認することができる体制を整備する必要がある。また、担当者の交代によって過去の問題及び改善策が引き継がれないことのないよう、選挙事務全体のマニュアルを整備し、過去の選挙における問題点及び改善事項を継続的に管理することが望ましい。

加えて、代表選管の判断の独立性を確保するため、代表選管の判断に党執行部の役職者が関与することは原則として避け、例外的に意見を求める場合には、その相手方、内容及び日時を記録すべきである。また、名簿の補正、投票用紙の再送付の要否、投票期限の変更その他の重要な判断については、判断者、根拠及び理由を記載した決定文書を作成し、保存すべきである。

また、選挙に関する一斉メールは、送信認証を設定し到達状況を確認できる党の公式ドメインから送信することが望ましい。

最後に、代表選管は、本代表選挙に関して申し立てられ、回答を保留している不服申立てについて、代表選規則第23条に基づき速やかに審査し、回答すべきである。また、2026年9月1日に代表選管自らが示したとおり、本代表選挙で生じた問題の影響を可能な限り数値とともに明らかにする総括を取りまとめて公表し、次回の代表選挙の運営に引き継ぐことが望ましい。

3 投票の機会を失った党员・サポーターへの対応

前記第5の3のとおり、投票の機会を失い、又は投票に困難を来した党员・サポーターの多くは、本人の責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、その影響を受けた。党は、再発防止策とは別に、これらの党员・サポーターに対し、次の対応を行うべきである。

まず、投票用紙が返送された者、有権者名簿への登録が漏れていた者など、党が名簿上把握することのできる者については、可能な範囲で個別に連絡し、住所、連絡先、国籍等の登録内容の確認及び訂正を求めることが望ましい。

次に、国籍欄が未記載であったために除外されたサポーター及び本人の認識しないまま資格を失っていた党员・サポーターについては、その実態を調査した上で、把握できた者には本人に連絡するとともに、公式ホームページ等を通じて広く周知し、必要な記載の補正や資格の回復について案内すべきである。

また、本報告書の内容や自らの登録状況に関する党员・サポーターからの問合せに応じる窓口を設けることが望ましい。

最後に、党は、本報告書の内容を踏まえ、本代表選挙において何が起き、なぜそうなったのか、また、今後どのように改めるのかを、党员・サポーターに対して分かりやすく説明するとともに、その後も本報告書の提言の実施状況を定期的に公表すべきである。

第7 まとめ

本代表選挙において生じた問題の原因の1つに名簿の管理の在り方が挙げられる。

検証委員会としては、新たな党员・サポーター情報システムを適切に構築することが、公正な代表選挙の実施、ひいては、党を支えてくれる党员・サポーターとの信頼関係の維持・醸成につながると考える。

新システムの導入を、第6の1に掲げた事項が満たされていることを確認しつつ着実に進めるとともに、選挙事務に必要な期間を確保し、規程・運用及び組織体制を見直すことにより、同様の問題の再発防止に向けた改善が進められることを期待する。

そして何より、本代表選挙において投票の機会を失い、又は投票に困難を来した党员・サポーターに対し、党が説明を尽くし、提言の実施状況を示し続けることが、損なわれた信頼を回復するための出発点になると考える。検証委員会は、このことを党に強く求め、本報告書のまとめとする。

以上